

# 大分県公民館連合会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、大分県公民館連合会（以下「県公連」という。）という。

## 第2章 組 織

(組 織)

第2条 県公連は、大分県内における公民館をもって組織し、別表に掲げる各地区ごとに公民館連合会（以下「各地区公連」という。）を置く。

## 第3章 目的及び事業

(目 的)

第3条 県公連は、大分県内における公民館相互の連携を図ることにより、公民館活動の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 県公連は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 公民館の調査に関すること。
- (2) 公民館相互の情報交換に関すること。
- (3) 職員相互の資質の向上と親睦融和に関すること。
- (4) 類似施設との連絡提携に関すること。
- (5) その他県公連の目的達成に必要な事項に関すること。

## 第4章 役 員

(役 員)

第5条 県公連には次の役員を置く。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 会 長   | 1名  |
| (2) 副 会 長 | 2名  |
| (3) 理 事   | 10名 |
| (4) 監 事   | 2名  |

(役員を選出)

第6条 会長、副会長は、理事会において選出し、総会において承認する。ただし、副会長は、公民館長、公民館主事及びその他の公民館関係職員の中から2名を充てる。

2 理事は、各地区公連より、公民館長、公民館主事及びその他の公民館関係職員の中から2名を選出する。

3 監事は、総会において選出する。ただし、理事と兼任することはできない。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再選をさまたげない。なお、欠員補充の場合は、前任者の残存期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、県公連を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 会長が任期中に欠けた場合は、副会長の互選により、会長の職務代行者を決定する。

4 理事は、会長、副会長と連携し、県公連の運営及び業務の執行の責任に当たる。

5 監事は、県公連の会計の監査を行なう。

## 第5章 会 議

(会議の種類)

第9条 県公連の会議は、総会、理事会とし、会長が招集する。

(総会)

第10条 総会は、各市町村公民館関係職員をもって構成する。ただし、表決に際しては、各市町村公民館関係職員代表1名をもって行なう。

2 通常総会は、毎年1回、会計年度終了後3か月以内に招集する。

3 県公連に緊急の事態が生じた場合には、理事会の議を経て、臨時総会を招集することができる。

(総会の招集)

第11条 総会の招集は会議の日の10日前までに、その会議に付議する事項・日時及び場所を記載した書面をもって通知するものとする。

(総会の付議事項)

第12条 通常総会には次の事項を付議しなければならない。

(1) 事業計画及び収支予算についての事項

(2) 事業報告及び収支決算についての事項

(3) 役員選出についての事項

(4) 会則改正についての事項

(5) その他理事会において必要と認めた事項

(理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成する。

2 理事会は、毎年2回招集することを原則とする。

(理事会の任務)

第14条 理事会は、次の職務を行ない、その責任を負う。

- (1) 総会への付議事項の審議
- (2) 会長、副会長候補の推薦
- (3) その他県公連の業務の執行に必要な事項

(表 決)

第15条 会議は、表決権を持つ者の3分の2以上の出席者がなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席したものとみなす。

- 2 総会及び理事会の議長は、会長がこれを務める。
- 3 議事は、出席者の過半数の賛成をもって決定する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 緊急を要するとき、または軽微な事項及び会議を招集することが困難であると会長が認めたときは、第1項の規定にかかわらず、文章をもって会議の開催に代えることができる。

## 第6章 専 門 部 会

(専門部会)

第16条 会長は、必要に応じて、理事会の下に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、公民館活動に係る専門的な事項についての調査研究、審議等を行うものとし、その構成員は、理事会において選出する。

## 第7章 事 務 局

(事務局)

第17条 事務局は、大分県教育庁社会教育課内に置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、県公連の事務を掌理する。
- 4 事務局員は、事務局長を補佐し、県公連の事務を分掌する。
- 5 事務局長は、大分県教育庁社会教育課長の職にある者をもって充てる。
- 6 事務局員は、事務局長が指名する。
- 7 事務局に事務を処理するため、書記を置くことができる。

## 第8章 会計及び経費

(会計年度)

第18条 県公連の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(経費)

第19条 県公連の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

## 第9章 補 則

(補 則)

第20条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

この会則は、平成19年4月1日から施行する。

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

この会則は、平成23年4月1日から施行する。

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

別表

地区名	構成する市町村
中津地区	中津市、豊後高田市、宇佐市
別府地区	杵築市、別府市、姫島村、国東市、日出町
大分地区	大分市、臼杵市、津久見市、由布市
豊肥・佐伯地区	竹田市、豊後大野市、佐伯市
日田地区	日田市、九重町、玖珠町